

運営基準等の経過措置終了への準備について

1. 運営規程

項 目	定期巡回	夜間訪問	地域通所	認知通所	小多機	認知共同	地域特養	看多機
（虐待の防止に係る経過措置） 第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第百二条（新地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	3 条の 29	14 条	29 条	54 条	81 条	102 条	148・166 条	81 条
運営基準 第百二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務内容 三 利用定員 四 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 入居に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項				解釈通知 基準第 102 条は、指定認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけたものであるが、第 4 号の「指定認知症対応型共同生活介護の内容」にあつては、通所介護等を利用する場合については当該サービスを含めたサービスの内容を指すものであることに留意するものとする。 <u>⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項（第 7 号）</u> <u>(31)の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。</u>				

記載例

(虐待防止に関する事項)

第〇条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催する

とともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けた

と思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

2. 勤務体制の確保等

項 目	定期巡回	夜間訪問	地域通所	認知通所	小多機	認知共同	地域特養	看多機
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)	3 条の 30	15 条	30 条	30 条	30 条	103 条	149・167 条	30 条
第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第三十条第三項、第百三条第三項、第百二十六条第四項、第百四十九条第三項及び第百六十七条第四項の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講じるよう努めなければ</u>」とする。	運営基準 (勤務体制の確保等) 第百三条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 <u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>			解釈通知 (9) 勤務体制の確保等 基準第 103 条は、利用者に対する適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。 ① 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。 ② 同条第 2 項は、指定認知症対応型共同生活介護の利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮すべきこととしたものであること。 ③ 夜間及び深夜の時間帯を定めるに当たっては、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保するとともに、夜間及び深夜の時間帯以外の指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者を確保すること。なお、常時介護従業者が 1 人以上確保されている(2 により指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねている夜勤職員が配置されている場合を含む。) ことが必				

	4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	要であること。 ④ 同条第3項前段は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであるが、当該介護従業者は要介護者であって認知症の状態にあるものの介護を専ら担当することにかんがみ、特に認知症介護に関する知識及び技術の修得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保するよう努めること。 ⑤ 同条第3項後段の規定は、地域密着型通所介護に係る基準第30条第3項と基本的に同趣旨であるため、<u>第3の二の二の3の(6)③を参照</u>されたいこと。 ⑥ 同条第4項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第3条の30第5項と基本的に同趣旨であるため、第3の一の4の(22)⑥を参照されたいこと。 <u>③ 同条第3項前段は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</u> また、同項後段は、<u>介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけることとしたもの</u>であり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム
--	--	---

		等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者として、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第5条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。指定地域密着型通所介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての地域密着型通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、<u>新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする</u>（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない）。
--	--	--

3. 業務継続計画

項 目	定期巡回	夜間訪問	地域通所	認知通所	小多機	認知共同	地域特養	看多機
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)	3条の30の2	3条の30の2	3条の30の2	3条の30の2	3条の30の2	3条の30の2	3条の30の2	3条の30の2
第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第三条の三十の二の規定の適用については、これらの規定中「 <u>講じなければ</u> 」とあるのは「 <u>講じるよう努めなければ</u> 」と、「 <u>実施しなければ</u> 」とあるのは「 <u>実施するよう努めなければ</u> 」と、「 <u>行うものとする</u> 」とあるのは「 <u>行うよう努めるものとする</u> 」とする。	(業務継続計画の策定等) 第三条の三十の二 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 <u>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な <u>研修及び訓練を定期的に実施</u> しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。			解釈通知 (12) 業務継続計画の策定等 ① 基準第108条により準用される基準第3条の30の2は、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定認知症対応型共同生活介護事業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第3条の30の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 ② <u>業務継続計画には、以下の項目等を記載</u> すること。なお、				

		各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 イ 感染症に係る業務継続計画 <u>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</u> <u>b 初動対応</u> <u>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</u> ロ 災害に係る業務継続計画 <u>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</u> <u>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</u> <u>c 他施設及び地域との連携</u> ③ <u>研修</u>の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、<u>定期的（年2回以上）</u>な教育を開催するとともに、<u>新規採用時には別に研修を実施する</u>こと。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、<u>感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施すること</u>
--	--	---

		<u>も差し支えない。</u> ④ <u>訓練（シミュレーション）</u>においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を<u>定期的（年2回以上）</u>に実施するものとする。なお、<u>感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</u>また、<u>災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。</u> 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
--	--	---

介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画（令和３年度）を掲載しましたので是非ご覧ください。
総論等もご視聴いただきますとより理解を深めることができますので併せてご活用ください。

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<新型コロナウイルス感染症編>

・[新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[様式ツール集](#)

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#)

【例示入り】<R3年度>

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#)

<自然災害編>

・[自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[自然災害ひな形](#)

【例示入り】<R3年度>

・[自然災害ひな形（共通）](#) ・[自然災害ひな形（サービス固有）](#)

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

福祉・介護

障害者福祉

生活保護・福祉一般

介護・高齢者福祉

雇用・労働

年金

他分野の取り組み

組織別の政策一覧

各種助成金・奨励金等の制度

4. 衛生管理等

項 目	定期巡回	夜間訪問	地域通所	認知通所	小多機	認知共同	地域特養	看多機
(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置) 第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第三条の三十一第三項及び第三十三条第二項の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講じるよう努めなければ</u>」とする。	3 条の 31	3 条の 31	33 条	33 条	33 条	33 条	151 条	33 条
	運営基準 (衛生管理等) 第三十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置</u>を講じなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における<u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね<u>六月に一回以上開催</u>するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業			解釈通知 (13) 衛生管理等 ① 基準第 108 条により準用される基準第 33 条は、指定認知症対応型共同生活介護事業者の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ハ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 ② 同条第 2 項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和 3 年改正省令				

	所における<u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備</u>すること。 三 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための<u>研修</u>及び<u>訓練</u>を定期的に実施すること。	附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 <u>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</u> 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、<u>おおむね6月に1回以上、定期的に開催</u>するとともに、<u>感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する</u>必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 <u>ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</u> 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 <u>平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備</u>
--	--	--

	等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「<u>介護現場における感染対策の手引き</u>」を参照されたい。 <u>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</u> 認知症対応型共同生活介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が<u>定期的な教育(年2回以上)を開催</u>するとともに、<u>新規採用時には感染対策研修を実施</u>すること。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要</u>である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた
--	--

		指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
--	--	---

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

事務連絡等更新状況

- ▶ [PDF](#) (令和5年1月31日) 介護現場における感染対策の手引き(第2版) [PDF形式: 11.8MB] [📄](#)
- ▶ [PDF](#) (令和5年2月2日) 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を一部改訂しました [PDF形式: 3.4MB] [📄](#)
- ▶ [PDF](#) (令和3年8月18日) 「介護現場における感染対策の手引き(第2版)」を一部改訂しました [PDF形式: 13.1MB] [📄](#)
- ▶ [\(令和3年3月24日\) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド等について](#)
- ▶ [\(令和3年3月22日\) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて\(第19報\)](#)
- ▶ [\(令和3年3月9日\) 介護現場における感染対策の手引き\(第2版\)等について](#)
- ▶ [\(令和3年3月9日\) 介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対策等に係る事例の共有について](#)
- ▶ [\(令和3年3月5日\) 退院患者の介護施設における適切な受入等について\(一部改正\)](#)

介護事業所等向けの情報



▶ 感染拡大防止に関する事項



▶ 人員、運営基準等の臨時的な取扱いや衛生用品の確保に関する



▶ 介護施設等の職員のためのサポートガイドなど

5. 虐待の防止

項 目	定期巡回	夜間訪問	地域通所	認知通所	小多機	認知共同	地域特養	看多機
(虐待の防止に係る経過措置) 第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第三条の三十八の二の規定の適用については、これらの規定中「 講じなければ 」とあるのは「 講じるように努めなければ 」とする。	3 条の 38 の 2	3 条の 38 の 2	3 条の 38 の 2	3 条の 38 の 2	3 条の 38 の 2	3 条の 38 の 2	3 条の 38 の 2	3 条の 38 の 2
運営基準 (虐待の防止) 第三条の三十八の二 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会</u> (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を <u>定期的に開催</u> するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における <u>虐待の防止のための指針を整備</u> すること。 三 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、 <u>介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施</u> すること。 四 前三号に掲げる措置を <u>適切に実施するための担当者を置く</u> こと。				解釈通知 (14) 虐待の防止 基準第 108 条により準用される基準省令第 3 条の 38 の 2 は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定認知症対応型共同生活介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・虐待の未然防止 指定認知症対応型共同生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第 3 条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介				

		護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定認知症対応型共同生活介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第２条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされている。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>定期的を開催することが必要</u>である。また、事業所外の虐
--	--	---

		待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 <u>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要がある。</u> <u>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</u> <u>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</u> <u>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</u> <u>ニ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること</u> <u>ホ 従業員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速</u>
--	--	---

		<u>かつ適切に行われるための方法に関すること</u> <u>ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</u> <u>ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</u> ② 虐待の防止のための指針（第2号） 指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 <u>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</u> <u>ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</u> <u>ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</u> <u>ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</u> <u>ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</u> <u>ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項</u> <u>ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</u> <u>チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</u> <u>リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</u> ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該認知症対応型共同生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が<u>指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施</u>するとともに、<u>新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施</u>すること
--	--	---

		が重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号） 指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、<u>①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要</u>である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
--	--	---

6. 栄養管理

項 目	定期巡回	夜間訪問	地域通所	認知通所	小多機	認知共同	地域特養	看多機
(栄養管理に係る経過措置) 第八条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第四百四十三条の二の規定の適用については、これらの規定中「 <u>行わなければならない</u> 」とあるのは「 <u>行うよう努めなければならない</u> 」とする。							143 条の 2	
運営基準 (栄養管理) 第四百四十三条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、 <u>各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u>				解釈通知 (11) 栄養管理 基準第 143 条の 2 は、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対する栄養管理について、令和 3 年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものである。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。 栄養管理について、 <u>以下の手順により行う</u> こととする。 ① 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、 <u>入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する</u> こと。栄養ケア計画の作成に当たっては、地域密着型施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。こと。 ② 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに				

		に、<u>入所者の栄養状態を定期的に記録すること。</u> ③ 入所者ごとの<u>栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。</u> ④ <u>栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号)第4において示しているので、参考とされたい。</u> なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第8条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。
--	--	--

7. 口腔衛生の管理

項 目	定期巡回	夜間訪問	地域通所	認知通所	小多機	認知共同	地域特養	看多機
(口腔衛生の管理に係る経過措置)							143 条の 3	
第九条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準第百四十三条の三の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。	運営基準 (口腔衛生の管理) 第百四十三条の三 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、 <u>口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u>				解釈通知 (12) 口腔衛生の管理 基準第 143 条の 3 は、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、令和 3 年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、 <u>入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行う</u> べきことを定めたものである。 ① 当該施設において、 <u>歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年 2 回以上行う</u> こと。 ② ①の技術的助言及び指導に基づき、 <u>以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する</u> とともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。 <u>イ 助言を行った歯科医師</u> <u>ロ 歯科医師からの助言の要点</u> <u>ハ 具体的方策</u>			

		<u>二 当該施設における実施目標</u> <u>ホ 留意事項・特記事項</u> ③ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第9条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。
--	--	---